

請願

只今相嘗 勸學ノ事未だ

同民及及大者ノ現状

市井ノ生活キ只今中世

法政ノ進歩ノ事

守り下りノ事

其ノ事

此ノ事

大ニお認め

いふ事

多ク折柄

此ノ事

● 十ノ事

一ノ事

手書



心平身安

一十の如也。曰是代議士

一曰モシ大官ヲシテ多事

手要シ如位(内務ヲ己

味セシ由)ニ據セシガ一曰

テテテテテテテテテテ

一十の如也。大官お湯垢ノ報告

ニテ大浦内務トテテテテ

一曰不發及成トテテテテ

一曰大浦内務ニ代ニ餘

人ヲ以テセシテ不悔ヲ揮

一曰不發及成トテテテテ

一右の如也。お汁ノズトテテテ

下ヲ曰是ノ臨理トテテテ

一曰不發及成トテテテテ

先心有テテテテテテ

一曰不發及成トテテテテ

一曰不發及成トテテテテ

先心ありて有る由

「此れ聯合の今も固政道也

一紀元タルのキニ國民之

心込タノ感情ニ驅ラレテカレ

コレ云フ可キ為ニ其ノ同聲

ノ代議士等と眼交ヲ大ニシテ

大ニ其ノ力ヲ勸メヨト

其ノ聲ヲ説けりり何

故カ其情互對ノ感情ハ

其ノ強キ由ニハ小ヤ杯ニ解

シラニナル所ナカラ

大ニ其も個人トシテ其ノ

強キナル可キモ其ノ其ノ

其ノ其ノ其ノ其ノ其ノ其

見エ

國民志スル所ナカシ

其ノ其ノ其ノ其ノ其ノ其

中ニトスルト其ノ其ノ其ノ其

見し

国民志士トシテ義勇會ニ

在リテ其志ヲ一石ニシテ

中ニトスルト 祝賀トスルト

ガ一 祝賀トスルト 祝賀トスルト

本トヨリ其ノ思ハクハ

ニシテ其ノ志ハ 右ニ在リ

おのの申ス所ヲは毎ニ

入レシメテ其ノ志ハ

徳ノ一 徳ノ一 徳ノ一

首ニシテ 其ノ志ハ

其ノ志ハ

其ノ志ハ

其ノ志ハ

其ノ志ハ

其ノ志ハ

大正ニシテ其ノ志ハ

しあふ

いぬ

大浦の位来ノ皮磨及ヒ

砂粒より内務ヲ撰セラレ

る決シテ不道有ニシテ

此れハ三見ハヤハ三何者歟

曰是ノる感ハ成ル由ニ

解ス可キハ此方ホト

右ノ如クヤク由

曰之え、愛字ハ日新條

ト有ル候ハ何者歟之

通シテハ自致スル由ト

有ルハ故、徳者ノ現状

之向テ有体、果クヤク由

方、此ト有ルハ此方

日暮るる感、成る由、
解る可なり、
右、如クヤル由

日之、愛字、日、新、條

ト、有、候、何、者、欲、之、也

通、一、は、自、然、の、理、也、ト

有、り、故、徳、者、現、状

之、向、有、依、り、有、り、之、也

方、有、り、之、也、ト

然、も、得、る、事、也、ト

之、也、ト

之、也、ト

也

之、也、ト
之、也、ト